

(禁止行為)

第5条 庁舎において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、その行為が庁内の秩序の維持又は災害の防止に支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。

- (1) 示威又はけん騒にわたる行為
- (2) 乱暴な言動又は他人に嫌悪の情を催させる行為
- (3) 放歌、高唱、座込み、立ちふさがり、練り歩き等の行為
- (4) 庁舎内の物件を破壊し、損傷し、汚損し、又は美観を損損なう行為
- (5) 正当な理由なく銃器、凶器、爆発物又は人の身体に危害を及ぼし、若しくは庁舎を破損するおそれのある物品を所持する行為
- (6) 金銭、物品等の寄付の強要又は押売の行為
- (7) 庁舎又は文化センターに用務のない者が駐車をする行為
- (8) 指定場所以外での喫煙
- (9) 許可なく写真撮影、録画又は録音する行為
- (10) 庁舎において、職務に関係のない文書、図面等を頒布する行為
- (11) 立入を禁止した区域に立ち入り、又は立ち入ろうとする行為
- (12) 職員等に面会を強要する行為
- (13) 前各号に掲げるもののほか、庁内の秩序の維持、災害の防止に支障をきたす行為又は庁内の管理に支障をきたす行為